


## 令和5年4月から「保育料の完全無料化」を実施します。

市の独自施策として、市内の全ての子育て世代の経済的支援と共に子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、0歳児から2歳児までの保育料を無料にし、全児童の保育料を完全無料にします。

 市独自の保育料無料化は、**子ども及び子どもと生計を一にする保護者が、市内に住所を有し、居住している**ことが条件で**他市町村（広域）の施設を利用する子どもも対象**になります

 **延長保育料、給食費、通園費、絵本代等は自己負担となります**

### 保育園、認定こども園などに入所している子ども

無料化


## 1 保育料の無料

▽対象者:0歳児から2歳児までの子ども

▽対象額:保育料を**全額無料**

※2号及び3号認定の0歳児から2歳児までの**給食費は保育料に含む**

▽手続き:既に「保育の必要性の認定」を受けているため  
手続きは不要

 **3歳児から5歳児までの保育料は国制度の無償化となります**



無料化

## 2 預かり保育料の無料


▽対象者:幼稚園(1号認定)の満3歳に達する日以降、最初の3月31日までの子どもで市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

▽対象額:**利用日数×日額450円を上限に無料**  
※上限額を超えた利用料は自己負担

▽手続き:①市から「保育の必要性の認定」を受ける必要あり  
②入所している園に「委任状」の提出が必要

▽提出書類:①申請書及び保育の必要性が認められる書類  
②市から施設へ直接支給を行うための委任状



 **3歳児(2歳児非課税世帯含む)から5歳児までの預かり保育料は国制度の無償化となります**

無料化

### 3 副食費の無料

▽対象者:幼稚園、認定こども園の2歳児の1号認定子どものみ

▽対象額:月額4,700円または(日235円×日数)の

いずれか低い額を上限に無料(おやつ代は含まない)

※上限額を超えた場合は自己負担

主食費(ご飯等)は自己負担となります

▽手続き:無料に伴う申請は不要(ただし施設へ委任状の提出のみ必要)



✎ 3歳児からの副食費は国制度に基づき徴収又は減免の取扱いが適用されます



### 認可外保育施設等を利用している子ども

無料化

### 4 認可外保育施設等の保育料等

▽対象施設:認可外保育施設(事業所内保育施設等含む)、企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

▽対象者:0歳児から2歳児までの子どもで市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

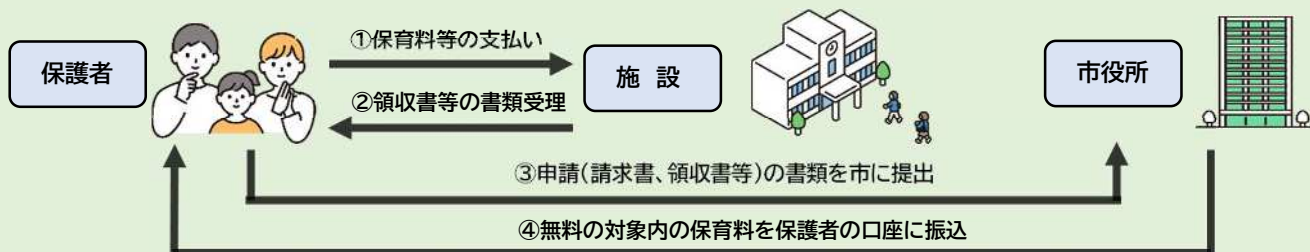
▽対象額:月額42,000円を上限に無料

給食費等は自己負担となります

▽手続き:市から「保育の必要性の認定」受ける必要あり

▽提出書類:申請書及び保育の必要性が認められる書類

▽支払方法:支払いの流れは下記図①~④となり、3か月毎に市に申請



【認可外保育施設等を利用する場合の条件】 ※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は②と③が条件

①	施設等の利用を概ね週3日以上保育等をする契約で、契約期間を1か月以上として利用すること
②	都城市保育の必要性の認定に関する条例第2条に定める「保育の必要性の認定基準」に該当する世帯の子ども ※就労の場合、月60時間以上の就労が条件
③	認可施設(保育園、認定こども園等)に入所する子どもは併用利用は不可



3歳児(2歳児以下非課税世帯含む)から5歳児までの保育料や利用料は国制度の無償化となります